

【普通預金「照合表口」規定】新旧対比表

旧	新
3. お取引照合表の保管 この預金の取引明細は、<u>(追加)</u> 当行が作成する「お取引照合表」に記載して交付しますので、別に交付した「照合表口取引明細帳」ととじ込んで保管してください。<u>(追加)</u>	3. お取引照合表 <u>(1) この預金の取引明細は、インターネットバンキング等のE Bサービスにてお知らせするものとし、「お取引照合表」は交付いたしません。</u> <u>(2) 2023 年 12 月 31 日以前に開設済みの口座の預金の取引明細については、「お取引照合表」の交付を不要とする申出がない限り、</u>当行が作成する「お取引照合表」に記載して交付しますので、別に交付した「照合表口取引明細帳」ととじ込んで保管してください。<u>なお、「お取引照合表」の交付がある場合、第 8 条に基づく利用手数料をいただきます。</u>
6. 受入証券類の決済、不渡り (1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。<u>その払戻しができる予定の日は、普通預金お取引照合表の所定の欄に記載します。</u>	6. 受入証券類の決済、不渡り (1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。<u>(削除)</u>
8. 利用手数料 普通預金（照合表口）の利用については、<u>(追加)</u> 当行所定の利用手数料をいただきます。この手数料は 1 年分をとりまとめ、毎年 10 月 15 日（休日の場合は翌営業日）に前条にかかわらず払戻請求書なしで普通預金（照合表口）より自動的に引落とすものとします。	8. 利用手数料 普通預金（照合表口）の利用については、<u>「お取引照合表」の交付がある場合に限り、</u>当行所定の利用手数料をいただきます。この手数料は 1 年分をとりまとめ、毎年 10 月 15 日（休日の場合は翌営業日）に前条にかかわらず払戻請求書なしで普通預金（照合表口）より自動的に引落とすものとします。
16. 解約等 (1) この預金口座を解約する場合には、<u>発行済の「照合表口取引明細帳」を持参のうえ、</u>当店に申出てください。<u>(追加)</u> (中略) (5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、<u>発行済の「照合表口取引明細帳」を持参のうえ、</u>当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要書類等の提出または保証人を求めることがあります。<u>(追加)</u>	16. 解約等 (1) この預金口座を解約する場合には、<u>(削除)</u> 当店に申出てください。<u>なお、交付済の「照合表口取引明細帳」がある場合は、持参してください。</u> (中略) (5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、<u>(削除)</u> 当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要書類等の提出または保証人を求めることがあります。<u>なお、交付済の「照合表口取引明細帳」がある場合は、持参してください。</u>